The Japanese Red Cross Society of Nursing Science
日本赤十字看護学会
NEWS LETTER
Vol.12, 2014.
日本赤十字看護学会ニュースレター　第12号　2014年12月発行

不幸な人々に対し、次のように言うのが赤十字である。「誰もあなた方を愛していないからこそ、私はあなた方を愛する。私があなた方を愛するのは、あなた方を嫌う人々がいるからである。」

ジャン・ピクテ 著，井上忠男 訳「解説 赤十字の基本原則」第2版，p52

ジュネーブ条約150周年にあたって
ー赤十字の活動とジュネーブ条約ー

細川 隆憲（赤十字国際委員会　駐日事務所企画調整官）

今年は、ジュネーブ条約が成立して150周年目の節目に当たります。この節目に、赤十字運動と、ジュネーブ条約との関係を振り返ってみたいと思います。特に法律家ではない赤十字の一職員にとって、ジュネーブ条約の持つ意味について考察していきます。

赤十字運動とジュネーブ条約は、スイス人青年実業家アンリー・デュナンの献身的な活動に端を発します。1859年、北イタリアでのソルフェリーノの戦いの惨状を目撃したデュナンは、近隣の農家の婦人達を組織し、敵味方なく傷ついた兵士達を救護しました。

この経験をもとに書かれた著書『ソルフェリーノの思い出』の中で、デュナンは2つの提案をします。ひとつは、平時から戦時に備え、傷病兵を看護する組織を各国に整備しておくこと。もうひとつは、各国の傷病兵を救護する組織の活動を中立なものとして国際条約で保護することです。

この提案は多くの支持を受け、1863年には赤十字国際委員会が創設され、ドイツなどいくつかのヨーロッパ諸国では赤十字社が設立されました。また、翌年1864年には、12カ国の代表が調印しジュネーブ条約が成立します。

敵味方なく傷ついた兵士達を救護するための仕組み、言い換えれば武力紛争下における人道援助活動実現のためのメカニズムを実現する二つの歯車が、赤十字運動とジュネーブ条約であったといえます。だからこそ、私たち赤十字の職員は、ジュネーブ条約について知っておく必要があるのです。

今回の発表では、はじめに国際人道法一般について概観します。その後、ジュネーブ条約の内容について概説します。

国際人道法とは、国家による武力の行使のあり方を規定する国際法です。それはよく「戦争にもルールがある」と言い表されます。どのような決まりでしょうか。敵対行為に参加しない、あるいはもはや参加していない人は保護されなければならない（紛争犠牲者の保護）。敵対行為の方法や手段を制限し、人間の尊厳を守り、苦痛を軽減するように努めなければならない（害敵手段、方法の規制）。国際人道法は、この2つのルールに集約されます。

ここで注意しなければならないのは、国際人道法は、国家による武力の行使それ自体を禁止しているわけではないということです。国際人道法は、武力の行使それ自体を、現実に対処しなければならない事実と捕えます。その上で軍事的な必要性と人道的な配慮とのバランスを取ることで、無制限な武力の行使に制限を加え、武力紛争という極限状態においても人間の尊厳を守ろうとします。

ジュネーブ条約は、先に述べた国際人道法の2つの柱のうち、前者の紛争犠牲者の保護を規定する法律です。1864年に成立したジュネーブ条約は、1906年、1929年、そして1949年と3度改訂されてきました。紛争形態の進化に伴って、紛争犠牲者の保護が拡大されてきたのです。

現在のジュネーブ条約は、4つの条約より構成され、陸戦の傷病兵の保護救済、海戦の傷病兵・難船者の保護救済、捕虜の人道的待遇、そして文民の保護を規定しています。何より重要なことは、ジュネーブ条約が訴えている紛争犠牲者の保護は普遍的な支持をえているということです。ジュネーブ条約は、196カ国世界の全ての国により批准されているのです。

では、私たちは国際人道法をどの程度理解しなければならないのでしょうか。赤十字の活動とジュネーブ条約はどのようにかかわっているのでしょうか。

ジュネーブ条約1つを取っても、そこには600を超える条文があります。赤十字の職員全てが、この条文を全て正しく理解することは不可能です。そこで赤十字国際委員会は、国際人道法を7つのルールにまとめています。

1、戦闘や敵対行為にも参加しない全ての人々を、いかなる場合にも差別せず、人道的に取り扱うこと。
2、降伏し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。
3、紛争当事者は、その支配下にある傷病者を収容し、看護しなければならない。また、そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護すること。
4、捕虜や抑留者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障すること。
5、公正な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障すること。
6、戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。
7、紛争当事者は、常に戦闘員と文民を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護するべきこと。

これらを概観してわかるように、赤十字の精神（7原則）や赤十字が実施している人道援助活動の多くが、国際人道法のルールと深く関係していることがわかります。人道、公平、中立の精神に則って、紛争被害者の救援、とくにその看護にあたるというのは、まさに赤十字が日々行っていることです。

たとえば、日本赤十字社が取り組んでいる赤十字標章の正しい使用に関する啓蒙活動も、紛争下において赤十字標章が尊重され、標章がもたらす保護が保障されるようにという国際人道法の履行確保に向けた取り組みの一環であることが分かります。

さらに、赤十字国際委員会が行っている被拘束者への訪問活動や、離散家族の再会事業は、ジュネーブ条約に規定されている内容と深く関係しています。ジュネーブ条約では、赤十字国際委員会のような公平な人道支援団体に、利益保護国に代わり捕虜への訪問を行うことや、家族との通信を行う際に活動の調整的役割を果たすことが求められています。

その他にも、赤十字国際委員会は、昨年から武力紛争下における性暴力に対する人道支援を体系化し、さらに強化するための取り組みをはじめています。これは、紛争下において「拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利」を保障するというルールに基づいていることが分かります。

ところで、今日の武力紛争を見てみると、国際人道法の有効性が疑われるような事態が、数多く見受けられます。人間の尊厳を奪うような残虐な行為、一般市民を対象にした攻撃に関するニュースを毎日のように耳にします。国際人道法の無力を憂い、ときとして虚脱感に襲われてしまいます。

現代社会において国際人道法は、その持つ意味を失ってしまったのでしょうか。

赤十字運動に携わるものとして現実を見つめるとき、現状がいくら悲惨なものであり、赤十字の活動に大きな壁が立ち塞がっているからとはいえ、敵味方なく傷ついた兵士を救護したアンリー・デュナンの精神を忘れることはできません。むしろ現代のような多くの挑戦に国際人道法が直面しているからこそ、赤十字運動に携わるものとして、ジュネーブ条約の持つ意味をできるだけ多くの人々に伝えていく義務があるのではないでしょうか。

第1回赤十字・赤新月国際看護学会（The First Red Cross/Red Crescent International Nursing Conference）に参加して

熊本赤十字病院　看護師長　平野 美和子

2014年4月23日から25日までの3日間、タイのバンコクで開催された第1回赤十字・赤新月国際看護学会（The First Red Cross/Red Crescent International Nursing Conference）に参加しました。この学会は、赤十字の国際看護学会学術集会として初めて行われたもので、主にタイ、日本、韓国、スウェーデンの各赤十字看護大学とICRC(The International Committee of the Red Cross)･IFRC(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)の協力のもと開催されました。

学会は、タイ赤十字社総裁シリンドルン妃殿下のご臨席のもと、盛大に開催されました。

学会の主なテーマは「災害看護」「人道的支援」「看護の動向」に関するもので、教育講演、パネルディスカッション、口演発表、ポスターセッション等、盛りだくさんの企画でした。

私は、災害看護のセッションで、“The role of the initial relief team in response to the Great East Japan Earthquake”のタイトルで発表しました。内容は、東日本大震災に初動班として熊本から石巻まで、陸路で移動し、救援活動を行った状況についてまとめたものです。

私の発表は、大会2日目の午前中に、メイン会場で行いました。発表は、とにかくゆっくり話すことと、質問に対しては“I beg your pardon.”“Please speak more slowly.”“Please talk using easy word.”で対処しようと考えて臨みました。持ち時間は発表と質疑応答を合わせて15分でした。練習では10分かからなかったのですが、本番では15分をぎりぎりまで使い切っての発表になってしまいました。座長の進行は時間に厳密でしたので「残念だけれど、次の発表者の為に質問を受ける時間はありませんね。」と言われ、私は内心ではホッとしながらステージを降りました。タイに着いてから、話す英語も、聞く英語も、なかなかスムーズには通じない状況でしたので「私の発表は、どこまで通じたのだろうか？」と半信半疑のところがありましたが、写真を多く使用していたこともあって、参加者からは、「非常に貴重な写真をありがとう。」「とても興味深かった。」という感想をいただくことが出来ました。

病院に勤務しながら、国際学会での発表の準備は大変でした。しかし、抄録作成から発表までの全過程はチャレンジの連続で、とても刺激的でもありました。英語が得意とは言い難い私が、初めて国際学会に参加し、しかも赤十字の最初の看護学会で発表できたことは、思い出深いものとなりました。次回は、スウェーデンでの開催が予定されています。ぜひ、多くの会員の皆様に、参加することをお勧めしたいと思います。

最後に、私の今回の挑戦を支え続けてくださいました熊本赤十字病院東看護副部長、同行してくれた上野さん、会場で励ましてくださった日本赤十字九州国際看護大学の浦田学長はじめ、橋爪先生、上村先生、他多くの皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

メイン会場の様子

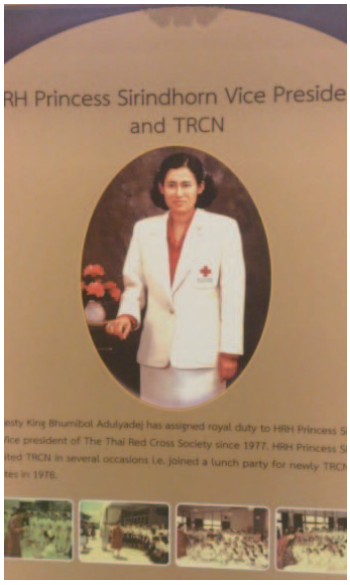

王室の王女様の写真や
これまでの活動のプロフィールの展示

ポスター発表のブース

タイ王宮の建物

災害救援用テントの展示と白衣で案内をされていた方々。
（白衣の方の隣にいるのが筆者）

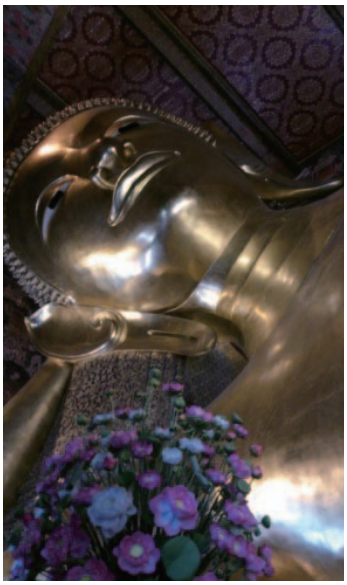

タイ観光名所・ワットポー

石巻だより：東日本大震災からもうすく4年 看護基礎教育の現場で大切にしたこと－専任教師へのインタビューより－

（文責：原　玲子）

東日本大震災からもうすぐ4年です。日本赤十字看護学会広報委員会では災害時の教育支援の在り方等を検討するため、石巻赤十字専門学校の専任教師にお話しを伺いました。

◎震災当日／「避難する決断」をするまで

あの日、学校は卒業式の翌日でした。3年生が前日に卒業したので、学校にいたのは1年生と2年生の80名、卒業式の後片付けにきていた卒業生5名、私たち教職員が約10名で、95名くらいでした。大きな地震だったけれど、あの時、非難するかどうかの判断は、なかなかできませんでした。停電になったので、すぐ持ち出せるようなカセットラジオに電池を入れて、情報収集を始めました。ラジオでは「女川で津波が20m」と言っていたのですが、「ふーん」と、そのような情報は耳を通り過ぎてしまいました。「サイレンが鳴っている」「逃げなさい」という声も聞こえていたのですが、そういった情報の信頼性がどの程度なのかわからず、避難することを判断できないでいました。

そのような中、私たちは「危ない」とは思ったのですが、男性事務職員が、「ちょっと海の様子を見に行ってきます」と行ってしまいました。私たち教員は、学校の中に入れる状況でないので、テントを張ろうとテントを取り出そうとしていました。その時、ちょうど事務職員が戻り「北上川の水がすっかり引いていた。これは絶対大きな津波が来る」と言うのです。同時に、ラジオを持っていた学生が「女川に津波が来たそうです、先生！」というので、「すぐ逃げないと危ない！」ということになり、学生全員と湊小学校に避難し、何とか津波到達時間には間に合い、助かったという状況でした。

◎震災後／近くの大学を間借りして始まった2011年度の「廊下の実習室」

2011年度は、5月30日が入学式で、6月からスタートしました。校舎は使用できる状況ではありませんでしたので、近くの大学の一部をお借りして授業が始まりました。

間借りしての授業の中で、なんといっても大変だったのは、「実習室の確保と技術演習」です。「お湯が出ない」「水が出ない」「デモンストレーションをするにしても裸になれる場所がない」等で、大学の階段の踊り場のようなところを、ロッカーとパーテーションで囲んだ中にベッドを置き、「実習室」として使用しました。

ベッドも不足していて、被災した学校で使用していて津波で濡れずに済んだものを、なんとか運び出しましたが、スペースもないので、通常のベッド数は確保できず、学生40人に、ベッド8台で技術演習等を行いました。また、「廊下の実習室」は、冷暖房がない中、学生40名が詰め込まれた状況なので、夏は、汗がだらだらと流れ、脱水にならないかと心配になり、冬は寒く、風邪をひかないか心配になりました。とにかく、学生たちはとてもかわいそうでしたが、こんな状況でも、こんなに一生懸命に学ぶのだと、とても感心もしました。

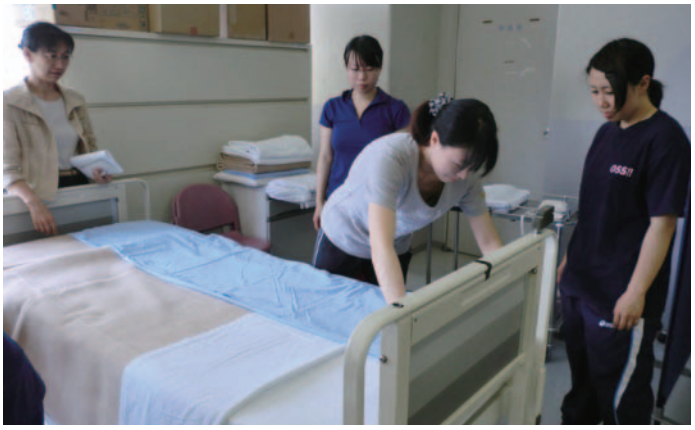

「廊下の実習室」でのベッドメイキング

また、授業についても、今まで積み重ねてきた講義資料などもすべて流されたので、一から組み直さなければなりませんでした。2011年はものすごく短期間で授業をし、夏休みもお盆期間の1週間だけ、冬休みは年末年始だけというように、学生は教員と休み期間が一緒でした。また、2月の国家試験受験のために、新学期が6月から始まったので授業の進度を遅らせたくなくスケジュールを過密にするしかありませんでした。

◎震災から1年／仮校舎への移転と、病院と連携した「技術演習の工夫」

間借りしてから、1年後、病院の敷地の中に、現在使用している「仮校舎」が建てられ引っ越しをしました。

仮校舎は、間借りしていた「廊下の実習室」の倍以上の広さはありますが、やはり物品が少ない、十分なスペースが取れないという状況が続いています。倉庫自体も狭いので、必要な物品が実際に使える状況になく、実習室にはモデル人形や車いす、ベッドしか置けないので、学生がいつでも使用して良い状

仮校舎の実習室

況にできず、技術のフォローをするのが大変でした。

また、実習で使用する物品の支援はあっても「物があっても狭いので開けない」「滅菌物の期限が切れている」等で、使えずに、その時手元にある少ない物で演習をしていました。

沐浴の演習等は、病院実習の際に、全員体験できるので、考え方を切り替え、「実習で、実施できることは、実習の時にさせてもらおう」と、病院にも協力をお願いしました。

仮校舎の実習室での筋肉注射の演習

◎復興に向けて／専任教員の変化

様々な学校から多くの先生に支援をいただきました。実習指導をお願いすることが多かったのですが、その先生方が卒業式などに来てくれると、学生たちは、「あの時、教えてくれた先生だ」と、とても喜んでいました。また、先生方の支援は、実習の支援やシラバスの整理、名簿の復旧のみならず、教員に多くの刺激をいただきました。

例えば、現在、図書の整備を進めています。図書は専門書から揃えていったので、領域別の参考書等はあるのですが、文学、社会学、心理学等の教養科目にあたる本がありません。また、文献検索システムもありません。実は、この文献検索システムは、震災前から入っていなかったのですが、そのことに教員は気づいていませんでした。しかし、その必要性に気づかせてもらい、学校としても学習環境を良くするために、整備をしていこうという方向になりました。新しい学校が出来てから考えるのではなく、今の段階から将来を見据えて準備することが重要だと思いはじめ、教員の大学院への進学等も実現し始めました。

このように、震災後に、他大学の教員がこの学校に支援に入ってくれたことで、教育に関して多くの刺激を受け、震災前よりも教員としての視野が拡大していきました。

◎あとがき　インタビューをさせていただき、石巻赤十字専門学校の歴史の中で受け継がれてきた学生の教育に対する真摯な姿勢を感じさせていただきました。そして、この震災の体験をより良い教育を実現するための改革へのチャンスととらえ始めていることを感じ、私たちの復興への支援の在り方についても考える時間となりました。

「第15回日本赤十字看護学会学術集会」を終えて

第15回日本赤十字看護学会学術集会　大会長　大西 文子（日本赤十字豊田看護大学）

本学術集会は、2014(平成26) 年6月14日～15日、日本赤十字豊田看護大学において、メインテーマを「看護実践におけるヒューマンケアリング」として開催いたしました。全国から、会員227名（事前120名、当日107名）、非会員86名（事前30名、当日56名）、学生41名の約354名の皆様からご参加とご協力をいただき、無事に終えることができました。心より感謝申し上げます。

看護者と看護教員が「人間らしく生きる」患者や学生を支援する「看護のこころ」、ヒューマンケアリングを育む機会として、会長講演「看護のこころを育む実践」をもとに、安酸史子先生（防衛医科大学校看医学教育部看護学科学科長）による「経験型実習・教育が育むヒューマンケアリング」基調講演が行われました。さらに、「看護実践にあるヒューマンケアリングへの気づき」をテーマのシンポジウムが、守田美奈子先生（日本赤十字看護大学学部長、基礎看護学教授）をはじめとする3名のシンポジストによって展開されました。特に、薄井坦子先生による「今、語り継ぐ看護のこころ－サイエンスとアートが融合する世界を目指して－」の特別講演は、参加者全員が目から鱗であったように思います。一方、本学会員である赤十字病院はじめ他の医療機関の看護職および看護大学の教員の方々の日ごろの看護の成果が、研究発表と実践報告の一般演題として、109題（口演53題、示説56題）ご発表いただきました。重ねてご協力を感謝申し上げる次第です。

看護を専門職とする私たちは、看護実践の基盤的能力としてヒューマンケアが求められ、幅広い視野から人間と人間生活を理解し、適切な倫理観をもって看護に活かすことが大切であると再認識できたと思います。本学術集会において、参加をいただきました皆様から日頃行っている看護実践の中にあるヒューマンケアリングに看護職者自身が気づく機会となったという声が多く聞かれ、本学術集会の役割を果たすことができたのではないかと安堵しております。

懇親会は、名鉄トヨタホテルの「孔雀」の間で開催され、参加者は75名でした。一日目の学会の疲れを癒し空腹を満たして一段落した頃、グアヒーラという曲のもと鮮やかな衣装をまとったフラメンコの舞踏が始まりました。会場は、その素晴らしさに目を見張り、自然に手拍子も起こるなど、楽しいひと時を過ごすことができました。

最後に、日本赤十字看護学会が設立された理念を思い起こしながら、第15回を拝受したことによって、看護の理念は赤十字と共通しており、その根幹にあるのは「ヒューマニティ」であり、看護の原則であることを、私自身が気づかせていただきました。今後、日本赤十字看護学会のすばらしい目指す方向を踏まえて、学会員として参加していきたいと思います。

赤十字の「しなやかな強さ」
～一人ひとりを大切にする生活ケアのデザイン

第16回日本赤十字看護学会　学術集会長　高田 早苗

第16回日本赤十字看護学会学術集会のテーマは、「しなやかな強さ」です。赤十字には、すばらしい仕事をしている看護師が大勢います。赤十字の中でその人ならではの仕事を続けている看護師、新天地で新たな挑戦を事業展開している看護師、まさにその活動ぶりに「しなやかな強さ」が伺われるのです。

入学時の動機や入職時の理由はさまざまでも、赤十字の理念であり看護のこころでもある人道ヒューマニティを大切にした日々の患者ケアをしたい、災害や紛争などの被害者を助けたい、と考えるようになる人は多いと思われます。しかしながら、この素朴な願いは時に現実の壁にはね返されます。職業実践としての看護は、国の法のもとに保健医療福祉の制度政策に則って提供されなければなりません。個々の看護師の熱意も理想もその仕組みの中である程度標準化されざるを得ないという制約を受けます。一人ひとりの患者の状況やニーズも現行医療の枠組みに収まるように相対化されます。このような中で、患者の個別性や人間としての全体性を大切にすることは容易ではありません。個々の患者の状況はクリティカルパスを簡単にはみ出てしまいますし、通常の業務の仕方では満たされないニーズもたくさんあります。赤十字の専売特許というわけではありませんが、私たちの先輩や同僚の中には、このような難しい状況においても何らか患者の側に立った方策を探り出し解決に向けて援助する力量を具えた看護師がいます。「しなやかな強さ」は、現行制度や病院の中の決まりごとなどにとらわれない柔軟な発想と実行力そのものでありますし、時には制度や施設の都合の隙間を埋める役割を果たしたりする際に発揮されることもあるように思われます。そして最も顕著に見出されるのは、新たなケア提供の仕組みや場の創出ではないでしょうか。

「しなやかな強さ」は、超高齢社会を迎え保健医療の提供システムが病院から地域在宅へとシフトしつつある今日、ますます重要になってくると考えられます。地域在宅は、言うまでもなく生活の場であり、病気や不自由を抱えながらその人らしく生きる可能性は本来大きいはずです。しかし、人口の偏在や核家族化、若者世代の減少などにより、総体的に地域力は低下しています。地域包括ケアシステムを実体化させるうえで、重要になるのは地域力アップだと考えられます。地域力アップには災害対策で言われる公助、共助、自助のいずれもが不可欠です。住民の参加や助け合いの力を高めるうえで、「先生」と呼ばれない看護職の強みを生かした働きが期待されます。病院を出た看護師の「しなやかな強さ」は、地域住民のエンパワーメントにつながるものとなるはずです。具体的には、個々の患者と家族を支援するなかで、あるいは地域活動をするなかで、ケアを工夫し組み立て、多職種を巻き込み、新たな提案をしていくことです。これらを通して、病院から地域在宅に戻る、あるいは病院を利用しながら地域在宅で、一人ひとりの患者がその人らしく生きることを支える、生活ケアのありようを描くことができると考えています。

第16回学術集会は、日頃の研究成果の発表の場であることはむろんですが、それに加えてテーマに関連した教育講演、シンポジウム、セッション等を準備しています。若い方々には近い将来の実践や研究活動につながる問題意識を刺激しあう場として、中堅以上の方々には今後を見据えたケアデザインを構想する機会として、指導者層の方々には自分が受けたい地域在宅ケアの実現に向けるために、どうぞご参加ください。

NEWS LETTER　The Japanese Red Cross Society of Nursing Science　Vol.12, 2014.
日本赤十字看護学会ニュースレター 第12号　2014年12月発行

●発行　日本赤十字看護学会　広報委員会
宮城県黒川郡大和町学苑1番地1　宮城大学看護学部原玲子研究室内
●学会ニュースレターは学会ホームページからダウンロードできます。
http://jrcsns.umin.ne.jp
●学会ニュースレターに関する皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。
t-takeuchi@rctoyota.ac.jp
m-sugiura@sugiyama-u.ac.jp までお願いします。

●編集後記

平成26年度のニュースレターをお届けします。今年度は、ジュネーブ条約が成立して150周年にあたり、また、赤十字・赤新月国際看護学会の第1回が開催される等、記念すべき年でありました。シリーズでお伝えしてきた「石巻だより」は、東日本大震災から3年を過ぎ、「これまで」と「これから」を考える企画としてまとめました。
本誌が、現在の広報委員会で発行する最後のレターとなります。この3年間における会員の皆様からの多くのご支援に感謝申し上げます。（原　玲子）